

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年5月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉格納容器内分電盤(常用照明分電盤、非常用照明分電盤、作業用分電盤)において、塗装剥離及び回路絶縁抵抗の低下等が認められたため、当該分電盤を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	原子炉格納容器内目視点検において、照明電球カバー内に浸水が認められたため、当該照明灯を修理。	GⅢ	
3	2号機	タービン建屋屋外雨水排水配管において、配管溶接部より雨水(非放射性)の漏えいが認められたため、当該配管を修理。	GⅢ	
4	2号機	補機冷却海水系ポンプの定例切替において、補機冷却海水系ポンプ(B)吐出弁開動作時、開度指示計不動作(全開のまま)が認められたため、当該開度指示計を点検。	GⅢ	